平成２３年（フ）第６４８号
埼玉県入間市大字仏子227番地１　ハイツキャステル101
債務者　木村ルリ子
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６５０号
埼玉県ふじみ野市北野１丁目１番２号　柴田ハイツ203
債務者　横山　健治
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４０４号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾4106番地13　小久保ハイツⅡ201
債務者　井口　典明
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３７２号
東京都江戸川区中葛西６丁目３番８号　ドーミー西葛西Ｎｅｔ２Ｆ管理室
債務者　青木　千美
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７０号
静岡県富士市蓼原870番地の１　メゾンマスダＤ―102号、前住所静岡県富士市五貫島704番地の１
債務者　瀬ノ口さとみ（旧姓望月）
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１８４号
静岡県富士宮市宮原526番地の15、前住所千葉県松戸市松戸新田487番地の19　レオパレスエピナール102号
債務者　赤池　佳代
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第６６５１号
大阪市住之江区住之江３丁目７番８号　アネックス住之江201号
債務者　朝陽貞**娓**こと　裵　　貞**娓**
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７６１号
大阪府豊中市小曽根２丁目８番15号
債務者　平田　裕子
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８４４号
大阪市住吉区山之内５丁目３番20号
債務者　飯尾千代親
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２６５号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北５丁目８番16号
債務者　谷津田美香
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４２６号
横浜市保土ケ谷区岩井町37番地２　グリーンハイム201号
債務者　佐々木不二子（旧姓半場・大石）
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４８２号
横浜市中区長者町１丁目３番地11　東海林ビル402号室
債務者　井内　直美（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５１７号
横浜市鶴見区潮田町４丁目152番地２　美里荘202薄井方
債務者　服部　文賀
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５２１号
横浜市鶴見区北寺尾２丁目10番４号　203号
債務者　比嘉かな子
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５４３号
横浜市鶴見区北寺尾５丁目３番13―205号
債務者　加藤　一男
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６８０号
横浜市神奈川区斎藤分町32番24号　緑風苑２号
債務者　大友　　章
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部